

（仮称）地域交流温浴センター建設工事

内容説明事項書

高座清掃施設組合

1. 工 事 名 称 (仮称) 地域交流温浴センター建設工事

2. 工 事 場 所 海老名市本郷299番1ほか

3. 工 事 概 要 ■建物概要

構造・規模：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、1階建て

敷地面積：6,930.64㎡、建築面積：1,715.39㎡、延床面積：1,704.28㎡

■主要室

男女浴室（脱衣室、露天風呂、サウナ）、大広間、中広間、軽食コーナー、

厨房、事務室、清掃員控室、機械室、倉庫等

■主要工事

・地業工事： 地盤改良・深層混合処理工法

・屋根工事： カラーガルバリウム鋼板等

・外壁工事： コンクリート打放し、高耐候可とう性外装塗材等

・建具工事： アルミニウム製建具、鋼製建具、自動ドア、スライディングウォール等

・内装工事： 天井…ビニルクロス、岩綿吸音板、ガラスクロス貼等

壁…タイル貼り、石貼り、吹付硬質ウレタンフォーム、左官調仕上塗材等

4. 工 事 期 間 契約締結日 から 令和10年10月31日 まで

5. 設 計 図 書 上記諸条件に依る見積に必要な図書は下記とする

(1) 設 計 図 (目次及び特記仕様書含む) 202 枚

(2) 内容説明事項書(本書・環境配慮マニュアル) 4 枚

6. 法 令 の 遵 守 本工事の実施に当たり、建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。

また、本施設の計画に当たり、都市計画法等の関係法令に基づいた手続きについては、(9) その他⑤関係法令の手続き記載のとおり本工事に伴い新たに対応すべき手続きはありません。

7. 官 公 署 手 続 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと

8. その他の事項

項 目	適 用	内 容	備 考
(1)事業区分			
①事業区分	■ 補助事業 □ 組合単費	神奈川県補助対象事業として扱われる。	
(2)工事監理体制			
②工事監理体制	■ 組合担当者 ■ 外部委託者	主は組合担当者、従として外部委託者が監理を行う。	
(3)工程関係			
①工期内施設利用	■ 有 □ 無	施設利用範囲：全ての施設のオープンを令和10年9月を予定	施設オープン前の試験稼働、施設オープン後の各設備の安定した稼働を確認し本工事の完了とする。
②関連工事、その他工事	■ 有 □ 無	本施設の整備に併せた周辺市道の整備工事を予定	令和8年度中は、海老名市道710号線を挟んだ反対側の敷地にて解体工事を施工している。また、令和9年度以降リサイクル施設の工事も予定している。
③施工時期の制限	□ 有 ■ 無		土曜日曜、祝日は原則休工とする。
④施工時間の制限	□ 有 ■ 無		
⑤協議未成立事項	■ 有 □ 無	JR東海との東海道新幹線に関する近接施工協議	必要に応じ、JR東海湘南保線所との協議が必要となる。

項 目	適 用	内 容 等	備 考		
(4) 仮設関係					
①仮設計画	☐ 有 ☒ 無	図示 (仮設計画図による)	受注者において、発注図の仮設計画図を参考に作成し、事前に組合監督員の承諾を受ける。		
②交通誘導員	☒ 有 ☐ 無				
③工事用電力、 水の利用	☐ 有 ☒ 無	受注者対応	本施設は高座クリーンセンターで発電した電気の供給を受けるため、電気設備の整備により供給を受けることは可能だが料金は発生する。水についても既存井戸を利用するため、井戸ろ過設備等の整備及び法的手続きにより利用は可能となる。		
④濁水・湧水処理における特別な対策等	☐ 有 ☒ 無				
(5) 支給品					
①支給品について	☐ 有 ☒ 無		本工事に含まれていない備品等については、組合及び管理運営する事業者により施設オープン前に備え付け等を予定している。		
(6) 建設副産物関係					
①建設発生土	☐ 有 ☒ 無	基本的に発生した場合は、敷地内で処理			
②建設副産物 建設廃棄物	☒ 有 ☐ 無	主にCo塊、AS塊など旧既存施設の取壊しで発生した廃棄物			
③その他 (特別産業廃棄物等)	☐ 有 ☒ 無				
(7) 各種調査、使用制限					
①各種調査	☒ 有 ☐ 無	特記仕様書による	深層混合処理工法にあたっては、事前に対象土を用い六価クロム溶出試験を行い固化材及び配合量を決定する。		
②使用制限 関係法令、規則等を遵守するのは当然のこと右記事項にも配慮すること	☒ 有 ☐ 無	揮発性有機化合物等	本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等の放散しないもの又は放散量の少ないものを使用する。(F☆☆☆☆使用)		
(8) 現場対応					
①現場照査等		事前調査を十分に行い、不明確な部分は工事打合簿により施工前に組合監督員及び監理委託者と協議し、確認をとる。			
②公衆災害		本工事における振動・騒音・粉塵・悪臭等については、特に注意し、付近住民などとのトラブルについては、受注者の責任において解決する。			
③原形復旧		工事範囲内の備品類の移動及び養生、清掃については、受注者の責任において実施し、工事後は原形に復する。			
(9) その他					
①適用基準等	☒ 海老名市ホームページ「海老名市公共工事共通事項書」適用図書による。 ☐ ☐ ☐				
②工事完成図書	☒ 海老名市ホームページー検査担当からのお知らせ 「18 工事関係様式」内、工事提出書類チェックリストによる ☒ 海老名市ホームページー営繕課担当事務 「海老名市営繕工事 工事提出書類作成等の手引き」による				
③高座清掃施設組合からの環境配慮活動の実践	組合が作成した「環境配慮のお願い」に基づき、受注者は環境配慮の実践につとめる。				

④法定外の労災保険の加入	本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入する。また、受注者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示する。		
⑤関係法令の手続き	☐ 有 ☒ 無	都市計画法開発許可	神奈川県に提出した「開発計画概要書」により開発許可不要の扱いとなっている。
	☐ 有 ☒ 無	土壤汚染対策法に基づく形質変更届	神奈川県に提出した土壤汚染対策法第4条第1項及び県条例に基づく手続きを経て、同法第4条第3項の土壤汚染調査が不要であることを確認している。
	☐ 有 ☒ 無	宅地造成及び特定盛土等規制法の扱い	神奈川県に提出した「盛土等計画概要書」により許可不要の扱いとなっている。
	☐ 有 ☒ 無	埋蔵文化財に関する手続き	試掘調査により、文化財は確認されていない。 ただ、文化財包蔵地に指定されていることから、工事中に文化財が確認された場合は、工事を停止して文化財の手続きを行う必要がある。
	☐ 有 ☒ 無	建築確認申請	指定確認検査機関から確認済証の取得済みである。